神奈川県

平成31年3月 20 日
記者発表資料

県立公文書館の業務改善について

平成 30 年5月に、県立公文書館の歴史的公文書で、本人同意なく優生手術を受けられた方の個人情報を開示していた事案（以下「事案」という。）が発生したこと等を受け、平成 30 年8月に「神奈川県立公文書館業務検証委員会」を設置し、同館の業務を検証することとしました。
平成 31 年2月に、同委員会から検証結果に基づく提言が報告書として提出されました。
この度、提言を踏まえた業務改善策を取りまとめましたので、お知らせします。

1　事案の検証結果

- 資料の閲覧申込があった際の、閲覧制限に係る審査を担当者が1名で行っており、責任者の関与がなかったため、2名以上による審査及び責任者の決裁を得る必要があった。
- 同館の歴史的公文書のうち、閲覧の主な対象である作成後 30 年以上が経過したものについては、公文書館条例施行規則上、閲覧の諾否決定に要する日数の期限の定めがなく、速やかに審査すべきと規定されているため、審査において時間的余裕がなく、事案の遠因となった可能性がある。
- 閲覧審査に当たり職員が依拠すべき基準が不明確であった。

2　主な業務改善策

(1)　事案を踏まえた業務改善策

- 配慮すべき個人情報を見落とさないよう、閲覧審査は複数人で行い、責任者が決裁する。（実施済み）
- 十分な審査期間を確保するため、全ての歴史的公文書について閲覧の諾否決定に要する日数の期限を定めるとともに、期限内に事務処理が困難な場合の延長規定を整備するなど、公文書館条例施行規則を平成 31 年度中に改正する。
- 閲覧申込みがあった際に、閲覧制限の審査を行うための閲覧審査基準について、有識者の意見を入れて再検討のうえ、パブリックコメントを経て平成 31 年度中に公表する。

(2) その他の業務改善策

- 保存期間が満了した行政文書の全量引渡制度は、今後も維持していく。
- 県機関から公文書館に引渡された行政文書の中から、同館の歴史的公文書として評価選別するための評価選別基準について、有識者の意見を入れて再検討のうえ、パブリックコメントを経て平成 31 年度中に公表する。
- 庁内公募等を活用し、意欲と適性のある職員を配置するとともに、職員に国立公文書館等による研修を受講させて、専門的な知識、技術を習得させる。（実施済み）

参考資料　神奈川県立公文書館業務検証報告書

問合せ先

神奈川県立公文書館
館長　　　　堀江　電話 045-364-4456
神奈川県政策局政策部情報公開広聴課
課長　　　　新井　電話 045-210-3710